

2023年度の高度化法に基づく 達成計画および証書収入の使途報告について

2024年9月27日

資源エネルギー庁

- 1. 高度化法23年度の中間目標達成状況の評価**
2. 証書販売収入の使途報告

はじめに

- 前年度の電気の供給量が5億キロワット時以上の小売電気事業者等は、高度化法に基づき、毎年度、エネルギー源の環境適合利用の目標達成のための計画（達成計画）を国に提出しなければならない。
- また、国は、事業者ごとに達成すべき非化石電源比率（以下「中間目標値」）を通知し、目標の達成状況等について、評価を行った上で公表することとしている。
- 本日は、2024年7月末に提出された達成計画に基づき、**高度化法第二フェーズの初年度である2023年度達成状況等について、評価結果を御報告する。**

第二フェーズ評価の方向性

- 第二フェーズの評価は、第一フェーズとは異なり、単年度の間目標値と実績値で評価する。
- 評価結果を踏まえ、必要がある場合には、**高度化法第6条に基づく指導・助言、同法第8条に基づく勧告を行う**といった対応を行うことが想定されている。
- また、第二フェーズ以降は、未達成者且つ配慮事項の無い事業者については、達成状況が著しく不十分であるとして、高度化法に基づく非化石証書の調達を勧告することを基本的な取扱いとしている。

(参考) 高度化法 第6条及び第8条

(指導及び助言)

第六条 経済産業大臣は、特定エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定エネルギー供給事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、エネルギー源の環境適合利用について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第八条 経済産業大臣は、前条第一項に規定する特定エネルギー供給事業者のエネルギー源の環境適合利用の状況が第五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定エネルギー供給事業者に対し、その判断の根拠を示して、エネルギー源の環境適合利用に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(参考) 高度化法告示 (エネルギー源の環境適合利用に関する電気事業者の判断の基準)

2. エネルギー源の環境適合利用の目標

- ②現実的に取り得る有効な手段がないと認められることその他の電気事業者の責めに帰することができない正当な理由がある場合、**未達成の状況が軽微である場合**又は法第8条の勧告若しくは命令によらずとも有効な改善が図られると認められる場合**といった合理的な理由がある場合を除き、非化石電源比率目標への到達に向けた取組が進んでいない場合は、**国全体としての目標の到達の程度を勘案しつつ、**法第6条の指導及び助言の対象とする。**
- ③国は、法第6条の指導及び助言並びに第8条の**勧告及び命令については、電気事業者が非化石電源比率目標を達成しておらず、**又は各年度の供給計画等に照らして達成できない**と認められる場合において、**法第5条第1項第1号に掲げる推進すべきエネルギー源の環境適合利用の実施方法に関する事項に関する特定エネルギー供給事業者の判断の基準となるべき事項の実施状況を判断するに当たり、実施内容等について電気事業者の自主性を最大限尊重するとともに、実施状況の確認に当たっては事業者に過度な負担とならないよう配慮した上で**措置することとする。**

2023年度中間評価の結果（全体）

- 2023年度の中間評価の最終結果は以下の通りであり、全体の94%の事業者が達成、未達が5%であった。
- 前回と同様、目標達成事業者と未達事業者の社名及び達成状況を公表することで、今後の確実な目標達成に向けた取り組みを促す。
- 他方で、未達の状況は軽微（いずれも90%後半の達成率）であり、高度化法に基づく行政指導（指導・助言、勧告）が必要な状況とまではいえないと考えられる。

2023年度中間評価の結果	
達成	53者（94%）
目標値なし	15者
未達	3者（5%）
合計	71者

注1) 達成には、共同達成の者を含む。

注2) 中間目標値は、年度を通じた供給量が5億kWh以上となった小売電気事業者に対して通知しているため、5億kWhを超過した初年度には目標値が通知されていない。

2023年度中間評価の結果（事業者別）

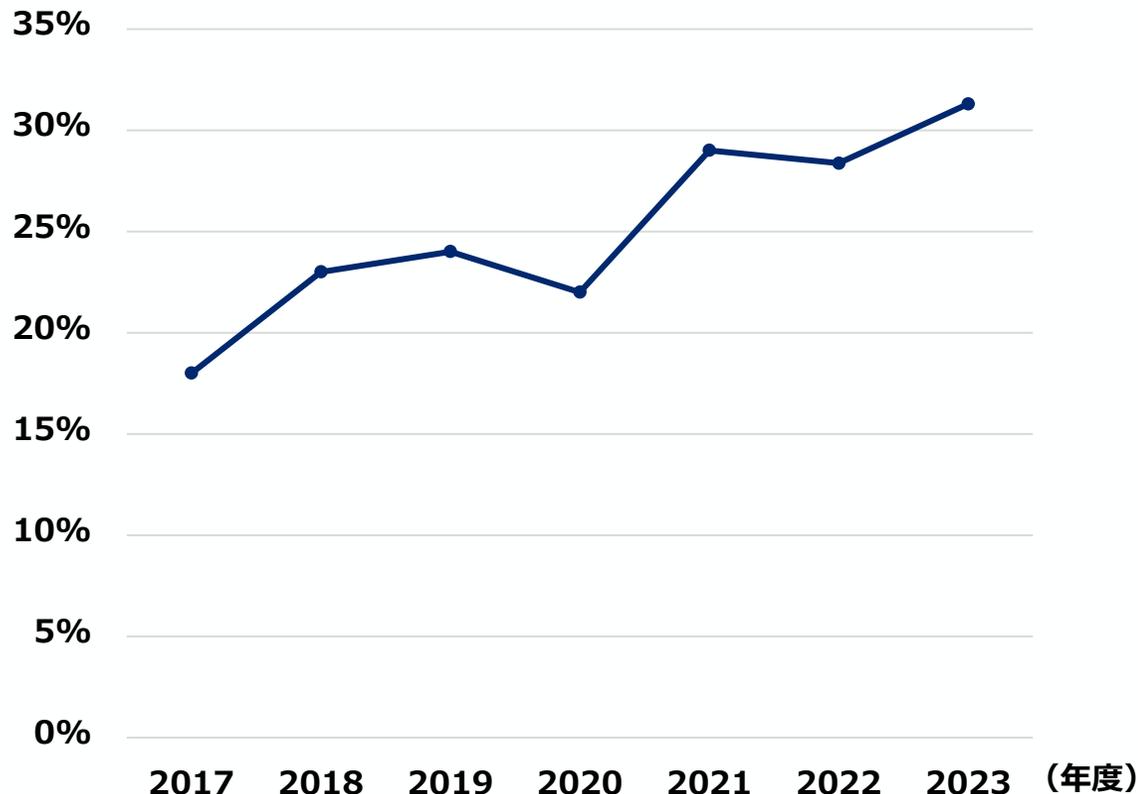
事業者別の結果は下表のとおり。今後エネ庁HPへも掲載予定

達成状況	社名			
達成	auエネルギー&ライフ（株）	エバーグリーン・マーケティング（株） 注1	（株）ジェイコム湘南・神奈川	中部電力ミライズ（株）
	（株）CDエナジーダイレクト	エバーグリーン・リテイリング（株） 注1	（株）ジェイコム千葉	日鉄エンジニアリング（株）
	HTBエナジー（株）	（株）エフエネ	（株）ジェイコム東京	日本テクノ（株）
	（株）Loop	大阪瓦斯（株）	四国電力（株）	（株）ハルエネ
	M C リテールエナジー（株）	（株）オブテージ	（株）新出光	北陸電力（株）
	（株）PinT	オリックス（株）	シン・エナジー（株）	北海道瓦斯（株）
	SBパワー（株）	関西電力（株）	（株）ストエネ（旧:グランデータ）	北海道電力（株）
	アーバンエナジー（株）	（株）関電エネルギーソリューション	大和ハウス工業（株）	丸紅新電力（株）
	（株）アイ・グリッド・ソリューションズ	九州電力（株）	（株）東急パワーサプライ	ミツウロコグリーンエネルギー（株）
	出光興産（株）	九電みらいエナジー（株）	東京ガス（株）	楽天エナジー（株）
	（株）エナリス・パワー・マーケティング	（株）グリムスパワー	東京電力エナジーパートナー（株）	（株）リミックスポイント
	エネサーブ（株）	サミットエナジー（株）	東邦ガス（株）	計53者
	（株）エネット	（株）ジェイコムウエスト	東北電力（株）	
（株）エネワンでんき	（株）ジェイコム埼玉・東日本	中国電力（株）		
目標値なし	（株）FPS	沖縄電力（小売）（株）	コスモエネルギーソリューションズ（株）	ゼロワットパワー（株）
	NTTアノードエナジー（株）	沖縄電力（送配電）（株）	西部瓦斯（株）	全農エネルギー（株）
	（株）UPDATER	九州電力送配電（株）	シナネン（株）	デジタルグリッド（株）
	（株）U-POWER	（株）グローバルエンジニアリング	しろくま電力（株）（旧:afterFIT）	計15者
達成状況	社名	（参考）達成率（%）		未達の要因
未達	ENEOS Power（株）	99.04		証書移転の手続き漏れ
	日本瓦斯（株）	97.12		基準となる電力量の算定誤り
	リコージャパン（株）	98.66		基準となる電力量の算定誤り

注1）両社で共同達成

(参考) 高度化法対象事業者の非化石電源比率の推移

対象事業者全体の非化石電源比率の推移



事業者毎の非化石電源比率の分布

比率	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
40%~	0	2	2	0	5	5	11
35~40%	0	1	2	1	0	1	3
30~35%	1	1	0	3	5	7	15
25~30%	3	1	1	5	4	6	15
20~25%	3	3	3	10	9	18	19
15~20%	1	1	3	26	28	14	2
10~15%	8	14	25	21	23	18	6
5~10%	30	36	25	0	0	0	0
合計	46者	59者	61者	66者	74者	69者	71者

注) 過年度実績との比較であるため、**2020年度以降はFIT証書（売れ残り配分量も含む）および非FIT証書のいずれも対象とした際の比率**（44%目標との関係からみたもの）。対象事業者からの達成計画より作成。

(参考) 第一フェーズ中間評価の結果 (全体)

第一フェーズ中間評価の結果 (全体)

第84回 制度検討作業部会
(2023年9月11日) 資料3-1

- ヒアリングも踏まえた、第一フェーズ中間評価の最終結果は以下の通りであり、全体の58%の事業者が達成、25%が未達配慮、未達が16%であった。
- なお、未達配慮の事業者においては、需給バランスが著しく悪化したためやむを得ず未達になった旨を公表時に注記するとともに、指導・助言の対象外となる。
- 未達の事業者に対しては、第2フェーズ以降の対応（第1フェーズの未達経緯や理由を踏まえた第2フェーズ以降の中間目標達成に向けた対応策）を中心に、個別に指導・助言を実施済。また、今後必要に応じて進捗状況の確認などフォローアップを行う。

第一フェーズ中間評価の結果	
達成	32者 (58%)
未達配慮	14者 (25%)
未達	9者 (16%)
合計	55者

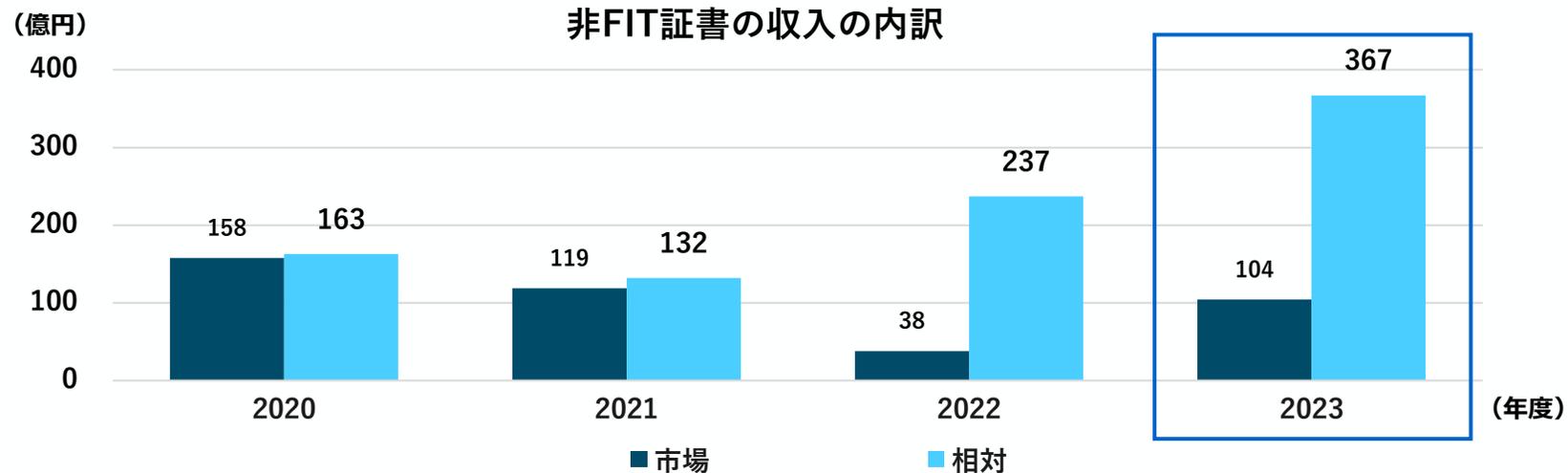
注1) 達成には、共同達成の6者を含む。

注2) 未達配慮には、ヒアリング対象事業者5者を含む。

1. 高度化法23年度の中間目標達成状況の評価
2. **証書販売収入の使途報告**

非FIT証書の収入について（2023年度）

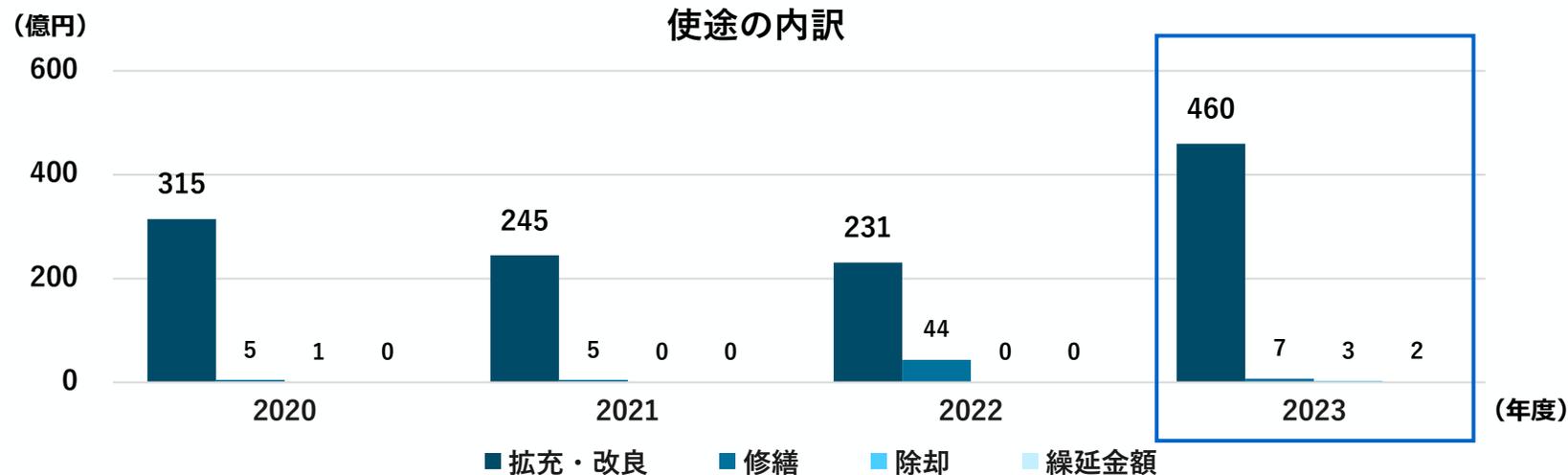
- 非化石価値取引制度においては、非化石証書の売り手のうち、旧一般電気事業者であった発電事業者及び電源開発については、外部への非FIT証書の販売収入がある場合、証書販売収入の額及び用途について、資源エネルギー庁に報告することを求めている。



注1) 年度の区切り方については、各社の会計年度に基づく。

使途の内容について（2023年度）

- 使途の内訳では、拡充・改良については、主に水力発電所の大型改修（リプレース）や地熱発電所の改良工事、原子力発電所の安全対策工事などがあった。
- 修繕については、主に水力発電所の堆砂処理作業やえん堤修繕等などがあった。
- 除却については、水力発電所等の設備更新や原子力発電設備の設備投資などがあった。



注1) 一部事業者は証書収入以上の非化石電源への投資を行っているが、その場合は証書収入分までを反映。
注2) 使途の内訳については、各社毎の考え方に基づき収入を配分。
注3) 年度の区切り方については、各社の会計年度に基づく。

(参考) 証書収入の使途について

第52回 制度検討作業部会
(2021年6月14日) 資料3

証書収入の使途について

- 現行制度では、非化石証書の取引を非化石電源の利用の促進につなげる観点から、非化石証書の販売収入の使途については、以下の整理としている。
 - 対象事業者：旧一般電気事業者であった発電事業者、電源開発
 - 要求内容：
 - ①当分の間の、**非化石証書の販売収入を非化石電源の利用促進に充てていく**ような自主的な取組へのコミットメント
 - ②証書の販売収入の使途の**定期的な説明**
(参考：使途の例)
 - ✓ 非化石電源設備の新設・出力増
 - ✓ 非化石電源を安全に廃棄するための費用等
 - ✓ 非化石電源設備の耐用期間延長工事、安全対策費用等
- 今般の市場制度改革に係り、前回の本部会にて証書収入の使途に関し改めて議論したところ、
 - 非化石電源の拡大には**新設のみならず、既設の維持も大切**
 - **外から見える形で明確な基準が示されていることが必要**などの意見があった。
- 今回は、前回の議論も踏まえ、**①使途の具体的な基準、②使途の定期的な説明の在り方**について御議論いただきたい。

(参考) 証書収入の使途の具体的な基準について

① 証書収入の使途の具体的な基準について

第52回 制度検討作業部会
(2021年6月14日) 資料3

- 2030年の新たな温室効果ガス削減目標（2013年比46%減）の達成や、2050年カーボンニュートラル実現に当たっては、温室効果ガス排出の約4割を占める電力分野の脱炭素化は極めて重要。具体的には、需要家が活用する電力量（kWh）における非化石電源の割合を拡大していく必要がある。これにより、
証書発行量（kWh）の増加
 - ➔ 証書販売量・額の増加
 - ➔ 更なる非化石電源（kWh）の増加という好循環の実現が可能となる。
- このため、証書売却による収入の使途は、必ずしもkWに対する新設投資に限られる必要はなく、減少見込みのものの維持を含む既存設備のkWh拡大に対しても認められるべきではないか。
- また、kW・kWhの維持・拡大策については、事業者の創意工夫を求める観点からも、限定列挙することは必ずしも適切ではなく、非化石電源のkW・kWhの維持・拡大に資するものかどうかという基準としてはどうか。その際、具体的な使途と期待される効果については、事業者へ定期的に求めることとしてはどうか。

(参考) 発電事業者による使途の説明のあり方

② 発電事業者による使途の説明の在り方

第52回 制度検討作業部会
(2021年6月14日) 資料3

- 非化石証書の取引は、非化石電源の利用の促進につながることを望ましいとされており、旧一般電気事業者であった発電事業者と電源開発に対し、当面の間、**証書の販売収入を非化石電源の利用促進に充てていくような自主的な取組へのコミットメントや定期的な説明**を求めることとしている。
- 小売間の競争環境の確保の観点からも、**非化石証書の販売収入の使途が厳格に遵守されているか**については、検証可能な状態で公表されるべきであると考えられる。このため、証書を売却した発電事業者からは、その使途として、**期待されるkW・kWhの維持・拡大効果について、資源エネルギー庁に報告を求める**こととしてはどうか。また、集約した結果については、**本作業部会において、事務局から定期的に報告する**こととしてはどうか。
- さらに、小売電気事業者側に高度化法上の義務が課せられ、販売されている以上、本来であれば、**その収入の使途については、発電事業者自らが自主的に発信すべきもの**と考えられる。このため、資源エネルギー庁への報告の他にも、自社のHPへの掲載等、**広く小売電気事業者がアクセス可能な形で、公表を進める**こととしてはどうか。